

# 富山県立大学障害学生等支援会議設置要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、富山県立大学における障害のある学生等の支援に関する要綱第 3 条第 2 項に基づき、支援会議の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 支援会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害学生等の支援のための基本的な対応方針に関すること。
- (2) 障害学生等の支援のための連絡調整に関すること。
- (3) 障害学生等の教育及び学生生活に係る指導・助言に関すること。
- (4) その他障害学生等の支援に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 支援会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、学生部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員のうちから協議する案件ごとに座長が指名する。

- (1) 各学部の学部長
- (2) 工学部・工学研究科教務委員会委員長
- (3) 看護学部教務委員会委員長
- (4) 教養教育センター長
- (5) 看護学科長
- (6) 看護学生科長
  
- (7) 所属学科等の（障害学生等が志望又は所属する学科又は専攻をいう。以下この条において同じ。）の主任教授
- (8) 所属学科等の教務委員（1 人）
- (9) 所属学科等の学生委員
- (10) 事務局長

(運営)

第 4 条 座長は、支援会議を招集する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 座長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(事務)

第6条 支援会議の事務は、事務局教務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、障害学生等の支援のために必要な事項は、支援会議が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。